



井上圓了著
宗教改革案

附宗弊改良案

82
474

013597-000-2

82-474

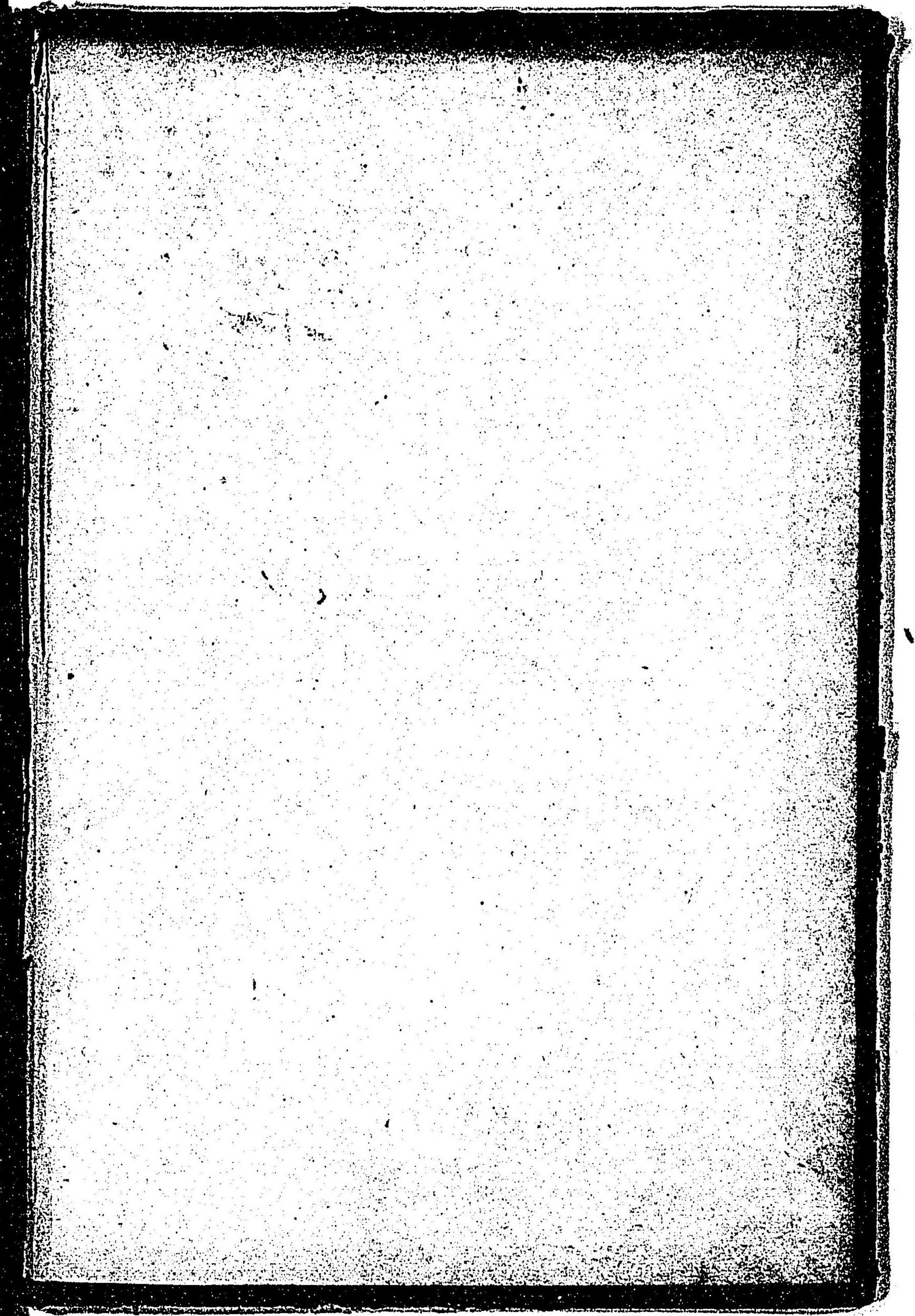
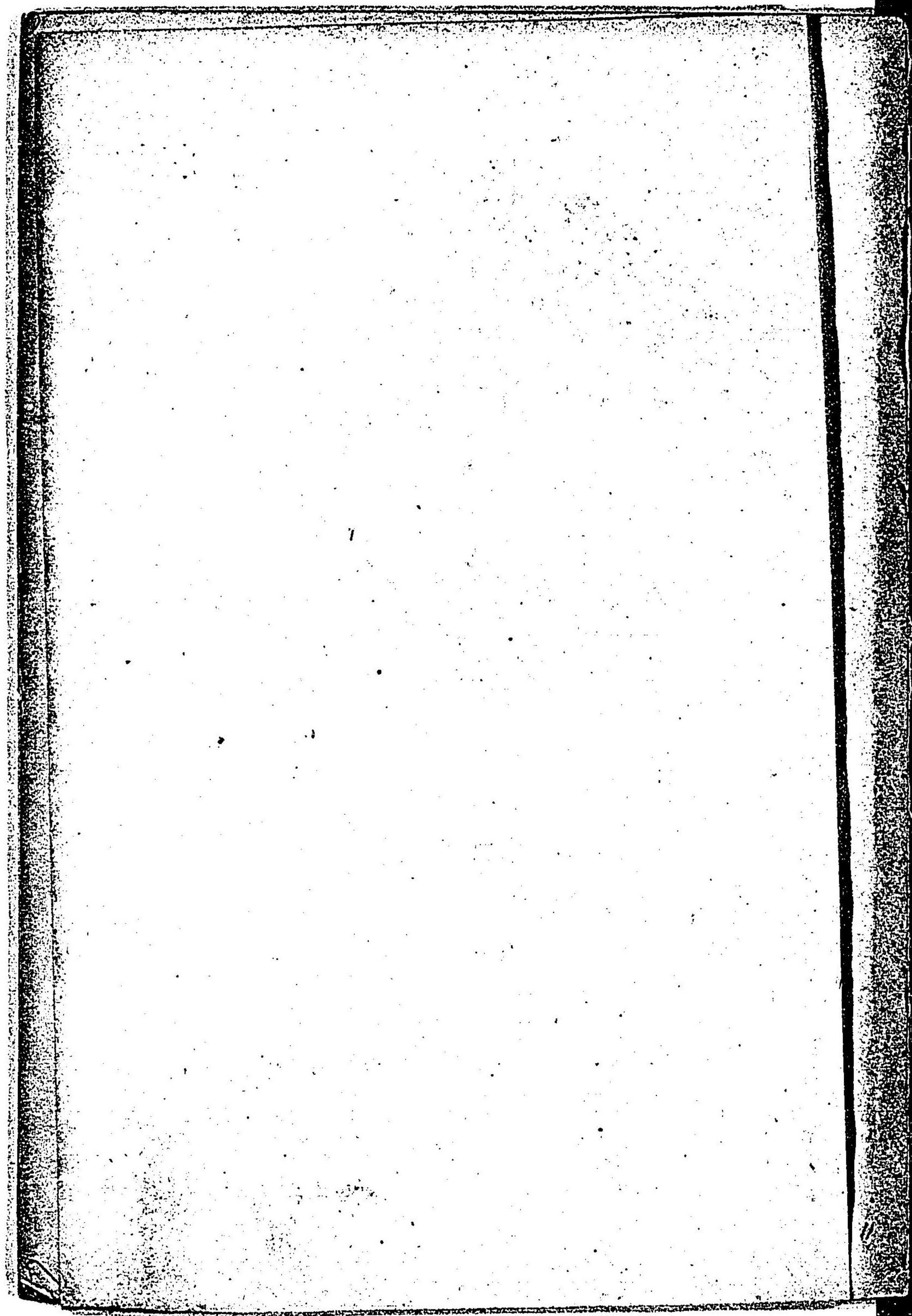
宗教改革案 付, 宗弊改良案

井上 円了 / 著

M35

ABA-0066





82-474

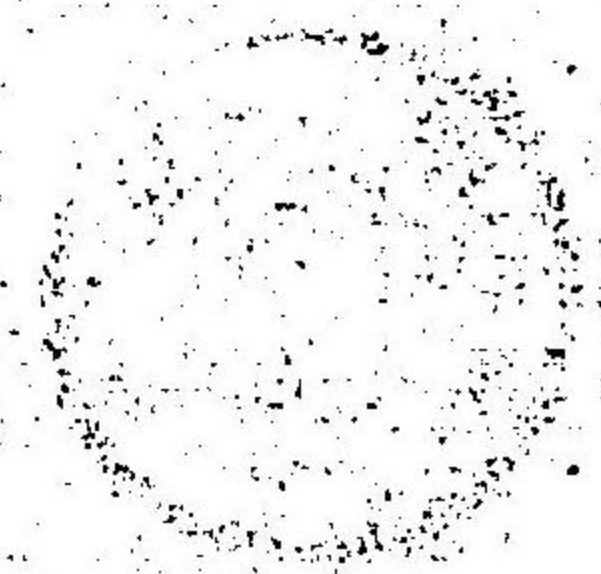


宗教改革案

附宗弊改良案 全



張繼遺稿 卷一 張繼致國策 全





著者肖像

著者肖像

緒言

余一日井上先生を訪ふ、談偶、宗教改革の事に及ぶ、先生既に改革の急務なるを憂ひ、其意見を新紙上に公表せられつゝありしなり、余曰、新紙上素より可なり、然れども公衆の注意を惹かんには、寧ろ一冊子と爲して、之を頒つの普及なるに如かざるなり、若し先生の一諾を得ば、弊院之を上梓せんと、先生曰、諾、且曰、此書元來一部の著書として筆を採りしものにあらざるなり、若し之を上梓せんと欲せば、必ず其旨卷首に一言する所あれ云

云因て茲に其由を記すると云爾。

明治卅五年五月

哲學書院主識

宗教改革案目次

一	今日の潮勢	一頁
二	公德と教育	三
三	教育の三大種	六
四	家庭及社會教育の改良	八
五	宗教改良の必要	一〇
六	世間の攻撃	一二
七	學者及上流社會の宗教觀	一四
八	宗教改良の手段	一八
九	本山の内情	二一
十	政府の本務	二三
十一	政府干渉の利害	二六
十二	政府監督の結果	二九
十三	改良の本旨	三一

十四	改良の方法五條	三四
十五	住職の學力規定	三六
十六	之に伴ふ利害	三八
十七	教科大學の設置	四二
十八	宗教學研究の利益	四五
十九	宗教家全牀の規定	四七
二十	教部兼文部省の設置	四九
廿一	人民教導の本務	五三
廿二	寺院教會の規定	五六
廿三	教會の必要	五八
廿四	改宗轉派の必要	六〇
廿五	轉宗自由の制度	六三
廿六	新宗教開立の自由	六五
廿七	歸結	六七
目次終		

宗教改革案

附 宗弊改良案

井上圓了著

一 今日の潮勢

近時我學者間の潮勢を觀るに、漸く歩武を宗教の門庭に向つて進めんとする徵候あるは、實に國家の爲に祝すべき一現象なり、又世間一般の人士が舊宗教の將來に望なきを見て、漸く之を厭忌するの傾向あるも、同じく一大美事として歓迎せざるべからず、凡そ世の文明と稱するも

の諸素中には、宗教必ず其一に加はるは勿論、最も有力なる一要素たること明かなり、然るに維新以來我百般の事物皆其面目を一變し、明治の世界は全く新天地を開くに至りたるに拘らず、宗教の庭内獨り荒涼を極め、滿目蕭然、春風未だ寺門に入らざるもの如し、其狀恰も四面皆散髪の中に一人のチョンマゲを見るが如き觀あり、是れ我邦文運の一大缺點にあらずして何ぞや、余曾て維新の偉業一半既に成りて、一半未だ成らずと大喝高呼したるも、此一事に外ならず、昨今公德問題四方に起り、人心の改善を渴望するの聲漸く喧しきは、實に兩手を擧げて稱賛

すべきも、其實行を獨り教育部内に委ね、毫も宗教の如何に着眼せざるは、頭を隠くすを知りて、尻を隠すを知らざると同一般にして、誰れか其愚を笑はざるものあらんや、故に余は公德改良の先決問題は宗教の改良なりと信ずるなり、

二 公德と教育

世の公德を論ずるもの皆曰く、教育を改良すれば公德必ず興らんと、而して其所謂教育は學校教育を意味するを

り、獨り學校教育の力を以て公德の振興を圖らんとするは、赤手を以て大木の將に仆れんとするを支ふるが如く、實に思ひも寄らぬことなり、學校教育中國民一般に及ぼすものは小學校教育に限る、而して今日小學校にありて教育を受くるものが、他日社會に立ちて事を執るまでには、少くも二十年三十年の歲月を經過せざるべからず、果して然らば公德改良の結果は數十年の後にあらざれば、見ることも難し、是れ餘り氣永の話にあらずや、且つ夫れ小學校教育は滿六歳以上より始まり、四年乃至八年間の事のみ、斯る短歲月の間に如何に完全なる教育を施すも、善行

なる効果を示すこと能はざるは必然なり、之に加ふるに兒童が毎日學校にある時間は平均六時間内外に過ぎず、而して六時間は一晝夜の四分一なり、僅かに四分の一の間教育を受け、餘の四分の三は教育外に放任するに於ては、如何して教育の効績を擧げんや、之を一瓶の水に喩ふるに、僅かに一時間火に温めて、四時間風に冷やすときは、決して其熱を保つべき理なきが如し、是に由て之れを觀るに公德の養成を獨り學校教育に委ねて効果を見んとするは豈に難からずや、

三 教育の三大種

凡そ教育は其範圍至て廣く、人の初めて生るゝより死するまでの一生を支配するものなり、今之を大別して三長となす、曰く家庭教育、曰く學校教育、曰く社會教育是なり、家庭教育は人の此世に生れてより學校成業の時までを支配し、社會教育は初めて學校に入りし時より死して、此世を去るまでを支配す、されば家庭社會の二教育は學校教育に比するに年月最も長く、隨て其影響甚だ大なるは余が辯解を待たず、故に公德を養成せんと欲せば、必ず家

庭及社會の教育に待つ所なからべらず、然るに現今我邦の風たるや、教育は學校に限るが如く考へ、學校の外に家庭社會等の教育あることを知らざるが如き有様なり、故を以て學校教育の年一年より隆盛なるにも拘はらず、社會の道德は日に月に頽廢する傾向あり、是れ識者の大に慨する所なりと雖も、其弊の由て起る原因を究めざるは愚の至りと謂ふべし、偶々其弊を醫せんと欲して獨り學校教育の改良を計らんとするは、諺に所謂氣がきくて間が抜けたる者の類なり、果して然らば家庭教育及社會教育は如何して改良せん乎、是目下焦眉の問題なり、

四 家庭及社會教育の改良

家庭教育及び社會教育は學校教育の直接に關係せざる所なれば、之を改良するには家庭の父兄となり、社會の朋友となるものを改良せざるべからず、換言すれば國民全體の改良なり、是れ固より一朝一夕の能くする所にあらずと雖も、直接に家庭及び社會に關係するものは宗教なれば、宗教を改良すればおのづから此二者を改良し得る道理なり、之を西洋に例するに毎日曜の午前は必ず父母

が兒女を携へて寺院に詣り、或は教會に集り、啻に禮拜供養を神前に爲すのみならず、各教誨に就きて平常家族の守るべき心得を聞くことを得るは、家庭教育の實地演習と稱して可なり、又午後には青年教會職人教育の如き特殊の教誨を設くるは、取りも直さず社會教育の演習なり、斯して學校教育の外に家庭教育社會教育を實施する方法を設くるに至らば、公德問題の如きは自然に一般の社會に行はるるに至るべし、然るに我邦にありては數多の宗教あり、寺院あり、教會あるにも拘はらず、何れも皆單に葬祭の儀式を行ふに止まり、教誨の名ありて實なき有様

なれば、到底家庭教育、社會教育の振起發達を助くる能はず、況んや公德養成をや、是に於て宗教改良は實に今日の急務なるを知る、

五 宗教改良の必要

宗教改良の必要は獨り教育の方面に限るにあらず、何れの方面より觀察し來るも、政治の方面よりも、實業の方面よりするも、軍事の方面よりするも、宗教の改良ほと今日に急にして且つ切なるものなし、其故は宗教は多數の人

心民情を支配し、積年の風俗習慣を維持し、其一盛一衰は實に國家の榮枯、國民の利害に關すること頗る重大なるは、余が辯解を待たず、而して今日の宗教家の知識道徳は言ふも更なり、其一舉一動實に言語道斷のもの多く、幸に宗教の體面を汚さざるもの果して幾人かある、其内に積みたる宿弊は漸く外に溢れ、公德の發達を害し、社會の改良を妨ぐるは自然の勢なり、此の如きは宗教の前途如何よりは國家の將來に對して大に憂慮すべきことならずや、我邦維新以來年を積むこと尙ほ淺しと雖も、政治法律を始めとし、兵事、醫術、工業、農藝、學術、教育、其他苟も社會の

發達に加はり國家の需用に應ずるものとして改良進歩の實を擧げざるは莫し、唯其中依然として舊態を存し、徳川末路の餘弊を演ずるものは獨り宗教あるのみ、是れ豈昭代の汚點にあらずや、故に余は斷乎として宗教を改良するにあらずんば明治の偉業を大成し、世界の氣勢に順應すること能はずと言はん、とす。

六 世間の攻撃

宗教の弊害多きとと宗教家の悖徳の甚しきとは世間皆

之を知り、時々攻撃の聲四方に起り、甲唱へ乙和し、人をしめて宗教改革の機運熟せるやを疑はしむるとありと雖も、數十年來未だ其實行を視ると能はざるは何ぞや、是れ其攻撃が一時に止まり、恰も驟雨の迅雷を送り去るが如く、忽ち起り忽ち歇む有様なれば、積年の宿弊に對して何等の効力なきは明かなり、且つ世間の非難は僅かに新聞や雑誌の上に悪口毒舌を陳列するに止まり、今日の如き名譽も徳義も重んぜざる宗教家に取りては、痛くも痒くもなく、遠山に夕立の掛りたるを望むよりも猶氣樂に看過するを常とす、要するに宗教の弊害多きに拘らず、改良の

實の擧らざるは、詰り國民が左程其急務を感ぜざるに歸するなり、而して其原因は學者社會及上流社會が從來宗教を輕蔑視し無用視し度外視せるに由らずんばあらず、

七 學者及上流社會の宗教觀

學者社會は學理一偏より現今の宗教を觀察し、神道も佛敎も耶蘇敎も皆不合理のものにして、今日の學術と並行し能はざるものなれば、早晚愚民と共に絶滅するに至るべしと速斷し、其改革の如きは全く無用の擧動の如く考

ふるを一般の傾向となす、ヨシ宗教は不合理にして愚民の玩弄物とするも、世に愚民の痕跡を絶つは果して幾年の後なるや、又四千萬の國民中所謂學者を以て目せらるゝもの幾人ありや、斯る少數の人を相手にし斯る久遠の事を豫想して、宗教の運命を定めんとするは、未來幾萬劫の後に地球と太陽との衝突あるを知り、毎日杞憂をなすと同一般にして、愚も此に至りて極れりと謂はざるべからず、又上流社會は道理の有無に拘らず、宗教は古代の遺物にして今日に其用なきものとし、人間は一代を完らし、て無事に日を送れば足れり、死後の冥福などは祈るに及

ばすと澄まし込み、サモ見識あるものゝ如く思て居るは、却て惘然の至りなり、斯る誤解を宗教の上に有するは、宗教は地獄極樂を説きて死後の賞罰を戒むるのみのも、と心得居る故に相違なきも、又我邦舊來の習癖尙ほ未だ滅せざるに由る、其習癖とは何ぞや、曰く徳川氏政權を握りて以來、儒佛二道を分ち、士族は儒道の教育を受け、一般の人民は佛教の教導を受くることとなり、因襲の久き二道互に敵視するに至りたるも、佛教は多數の信仰を有するを以て、儒教の力之を如何ともすること能はざりしが、明治維新に際し、政府に立ちて事を執るもの、皆儒道の教

育を受けたるものなれば、積年の怨を晴さんと欲し、一時諸方に廢佛合寺の舉あるに至れり、然れども下民の信仰未だ滅せざるを以て、其目的を遂行すること能はず、唯宗教は厄介物なり、邪魔物なりとの感想を抱きて、今日に至るもの、是なり、此の如き習癖に今猶ほ戀々たるは、誠に兒女然として男子らしくなきことなれば、今より斯る狹隘偏頗の見を改め、公平無私の眼を以て宗教の國家に與ふる利害如何を審察せざるべからず、

八 宗教改良の手段

學者社會及上流社會が宗教を度外に置き、無用視するが如き偏見は、既に今日になきものと假定し、是より宗教改良の手段に就きて考ふるに、凡そ四段の方法あり、

第一は自然の勢に任すること、

第二は教育の力を假ること、

第三は本山の反省を促すこと、

第四は政府の規定を頼むこと、

此四段の中第一の方法如何を考ふるに、社會の進歩上内

外種々の刺戟ありて、宗教も自然に改良の方針を取るに至るべき理なれども、何分積年の餘弊の存することなれば、餘程の劇薬を之に投ずるにあらざれば、改良の功を奏する見込なし、されば自然治療法の如きは殆んど絶望なりと知るべし、次に第二の方法、即ち教育の力によりて改良を實行することは、多少の効績を見るべき筈なれども、其實自然改良法と異なることなかるべし、先づ今より一層國民教育を奨励し、更に進で中等教育の普及を圖らば、人智一般に進み、無智不學の徒跡を絶つに至り、其影響必ず宗教の上に及ぼし、知らず識らず改良の行はるべき理

なり、然るに此法は間接治療法にして、頗る長年月を要する方法なれば、今日の急務に應ずること難し、且つ小學教育を普及しても、人智の程度至て低きものなれば、其見識兎ても、宗教改良の必要を看破すること難からん、又高等教育を受くるものは、其見識却て宗教の上に出て、必ず宗教其物を用ふるものあるも、寥々極めて少數なるべし、されば宗教の改良を教育に一任するは、其實行を期しがたきこと瞭然たり、

九 本山の内情

第三の方法として各宗本山を促して改良の實行を擧げしめては如何と考ふるに、是れ却て弊習を増長せしむるのみにて、害ありて利なきは明かなり、其故は今日我邦の文運斯くまで進みたるに拘らず、宗教門内依然として舊色を留むるは、其罪多くは本山にあり、而して本山が宗弊の媒因となるは、主として財政の困難なるにあり、何れの宗派にても比較上巨大なる堂宇を有し、莊麗なる結構をなし、外觀を裝て虚勢を張り、過多の僧俗之に衣食し、其經

費意外に多額なるに、獨立の財産なく、一定の収入なく、唯末寺信徒の志納喜捨一途を以て其費を充さんとす、然るに末寺は己れの糊口に追はれ、信徒は本山に信用を置かず。従て志納喜捨は年一年より減じ、本山の財政は日一日より窮を告ぐるに至り、當路者は百方工夫の結果或は僧位を賣り僧官を賣り、住職試験の如きも金錢を以て加減する風ありて、すべて本山の施政は地獄の沙汰も金次第的方針を取り、名は布教勸學を口實とし、實際は利を釣り財を網するものにあらざるは莫し、是を以て本山は野僧俗物の巢窟となり、世間をして僧中の僧は俗中の俗より

も俗なりと云はしむるに至る本山既に此の如し、之に改良を一任して其實行を見んとするが如きは、或は恐る人をして盜賊に金庫の番人を命ずると同様の思をなさしめんことを、是れ獨り佛教の各宗本山に限るにあらず、神道教會も之に準じて改良の不可能なるを知るべし、

十 政府の本務

宗教の改良は自然の勢に任するも、教育の力を假るも、本山の反省を促すも、共に絶望なりとすれば、唯餘す所は政

府に依頼する一事あるのみ、此一事に關しては必ず一疑問ありて起るべし、即ち政治と宗教とは別物なれば、宗教をば成るべく政治の外に置き、政府にて干渉せざるをよしとす、若し今より之に干渉するに至らば、第一に政教分離の本旨に戻り、第二に政界の混雜を増し、第三に信仰の自由を妨ぐるの恐ありと難ずるものあらん、余之に答へて曰く、第一に政教は分離するを當然とするも、國と時との事情によりて全然分離することの斷行し難き場合多し、例へば北米合衆國を除き、其他の西洋諸國が口に政教分離を唱へながら、猶ほ政府が出来得るだけ宗教に干渉

するは如何、是れ國家統治上必要な事情ありて然るは問はずして明かなり、若し我邦に於て愈々政教分離の必要を認むるならば、第一に内務省の宗教局を廢し、第二に僧侶と俗人との別、寺院と民家との別を除き、政府の眼中には宗教もなく、寺院もなく、僧侶もなきに至らしめざるべからざるに、今日は勿論、將來と雖も數十年の間に此に至るべき見込なきは誰人も信する所なり、是れ何ぞや、我邦の事情之を許さざるに由る、既に政府の監督の必要ありとすれば、其改良を政府自ら任ずるも、何んの不可あらんや、苟も監督する以上は、之れを改良して國家の福利を

圖るこそ政府の本務なれ、若し之を今日の如き姑息の干渉に止めたらんには、何等の福利を國家の上に與ふること能はざらんを恐る、故に政府にて宗教改良を任ずるは、政府の本旨に戻るにあらずして、却て其本務ならんと考ふるなり。

十一 政府干渉の利害

次に政界の混雜を來すや如何に就ては、余を以て之を觀るに、我邦今日の事情政府の監督あれば宗教上の混雜な

きも、監督なくば其混雜は今日に幾倍するや計り難し、唯人の疑念する所は、我邦の宗教には神道あり、佛教あり、耶蘇教ありて、其間往々衝突を來し、互に反目する風あるに、政府にて之に干渉するときは、宗教上の紛擾は忽ち政治界に波及し、國家の治安を害し、民心の一致を破るの恐ありと云ふにあれども、此恐あればこそ政府の監督の必要あれ、若し政府にて之を放任したる場合には、其紛擾混雜何れに至りて止まるを知るべからず、且つ政府に於て國家の治安を維持する目的を以て宗教の改良に手を下すも、何等の不都合あるべき理なし、次に信仰の自由を妨ぐ

る恐ありとの説は宗教改良の意を誤解するより起る、凡そ宗教の改良に二種あり、一は教理の改良、一は宗風の改良なり。而して宗風の改良中にも單に宗教内の儀式制度に關する部分の改良と、廣く世間の風俗道德に關する部分の改良との二種あり、而して余の主唱する改良は教理にもあらず儀式にもあらず、世間の風教に關する部分の改良なれば、信仰の點には毫も關係なきことなり、既に我邦の憲法には國家の治安に妨害なき限りに於て信仰の自由を許すことを規定せられたれば、信仰の自由は政府は勿論、何人も之を妨ぐべき理なし、唯信仰以外に國家の

治安に關係ある點を政府の力にて改良せられんことを望む、是れ余の宗教改良の本意なり、

十二 政府監督の結果

既に政府にて宗教改良に手を下して不可なき所以を述べたれば、是より政府の監督果してよく改良の實を擧ぐることが得るや如何を考察せざるべからず、明治維新以來我邦百般の改良中、政府の力を假らずして成功したるものありや、教育の改良、醫術の改良、實業の改良等一とし

て政府の力に依らざる莫し、若此等の改良を自然の勢に一任して、政府より何等の干渉を爲さざる時は、教育は依然として舊來の寺子屋風を維持し、消息往來庭訓往來實語教童子教の讀習を以て生徒に課するならん、又醫術は舊の如く漢法を崇拜して、草根木皮の外に良藥なしと信ずるならん、然るに醫術も教育も其の他百般の事物皆其面目を一新したるは、政府自から其改良を任して力を盡せし結果ならざるは莫し、其中獨り宗教が依然として舊態を存するは、政府が多少の監督を爲せしに抱らず、進で改良するの方針を取らざりしに由る、然らば我邦三十餘

年間の經歷に徴するに、政府にて改良に着手したるものに一として成功せざるものなく、政府の度外に置きたるものに一として改良の實を見たるもの無し、是に由て之を觀るに、若し政府が宗教改革の國家の爲に急要なるを知りて、今より之が改良に着手せば、僅々數年を出でずして其成功を見るは必然の勢なり、

十三 改良の本旨

更に政府が宗教改良に着手して不可なき理由を述ぶる

に、維新以來政府が醫術の改良に着手したるは如何なる理由ありて然かるや、醫術は人の生命健康を救護するものにして、其良否は直ちに人命に關係し、従つて國民の安危に影響するが故に、政府は人民及國家を保護する目的より、夙に其改良に力を用ひたるに相違なし、又教育の改良に着手したるは、人智人文進まざれば國家を富強にし、外國に對峙すること能はず、其極亡國の不幸を見るに至らん、然るに政府は國家の獨立、人民の幸福を保護する目的より、専ら教育の改良を努めたるは明かなり、其他法律の改良にせよ、實業の改良にせよ、皆之と同一の旨趣に出

てざるはなし、果して然らば宗教の腐敗は風俗を紊り、徳義を傷ひ、人心を墮落せしめ、其の結果人民の幸福を損し、國家の獨立を危ふからしむるは自然の勢にして、之が改良に力を盡くすは、醫術教育法律實業に於けると同様に政府の目的本務なること明かなり、然るに我邦に於て政府が今日まで宗教の改良に手を下さざりしは、實に奇怪の一現象なるが如し、故に余は宗教の爲にあらず、國家の爲めに、一日も早く我政府が宗教の改良に着手し、明治維新の鴻業を大成せられんことを渴望して止まざるなり、

十四 改良の方法五條

論じて此に至れば改良の方法如何の問題ありて起るべし、是れ余が専ら論ぜんと欲する所なり、今其方法を左に列擧すれば、

第一は一寺の住職となり一教會の教師となりて人民の教導を任ずるものは、必ず文部省所定の中學卒業以上の者なるべき事、

第二は帝國大學中に教科大學の一部を置く事、

第三は宗教事務を文部省にて取扱ふ事、

第四は各寺院各教會は毎週一回必ず教會を開きて教導の實を擧げしむる事、

第五は改宗轉派をして自由ならしむる道を開く事、

此五條に歸すべし、其他は皆之に附隨せるものに過ぎず、故に政府が宗教を改良する方法は、唯此五條を規定するのみなれば、何等の苦心も困難もなかるべし、若し之を他の改良に比すれば、意外に平易にして、而も其効蹟を擧ぐることに速かなるは余が固く信ずる所なり、是より以上の五條に就きて一々辯明すべし、

十五 住職の學力規定

先年内務省の訓令にて、住職たるものは中學の卒業を要する様規定せられしも、其後如何なる事情ありてか其實行を見ること能はざりしは、余輩の大に遺憾とする所なり、今や一般の人民は小學教育は勿論、更に進で中學教育を受けんとし、年々各府縣の中學は續々増設あるにも拘らず、入學生の多き之を入るゝ餘地なきに苦むが如き有様なり、此くの如く中學校教育の普及せる今日にありて、宗教家たるものは、其知識の程度小學教育の上に出づ、高

等小學の卒業すら覺束なきもの多し、而して中學卒業の如きは千百人中に僅に二三人を見るのみ、已に宗教家の本務は一般の人民を教導するにあれば、其知識德行共に一般の標準以上にあるべき筈なるに、今日の有様却て其標準の下にあり、されば宗教家が教導の實を擧ぐることは、能はざるは無論の事なり、故に宗教改良の第一着手は各宗教家をして悉く中學卒業以上ならしめ、其知識をして一般の標準以上に進ましむるに外ならず、斯くして普通の寺院に住職たるもの中學卒業以上とすれば、本寺本山大地巨刹に住職たるものは、之に準じて高等學校卒業以

上若くは大學卒業以上たるべきを規定して可なり、此の如きは各宗本山に促すも到底其實行を望み難く、政府の力にて一令を下さば、立るに其實を見るに至るべし。

十六 之に伴ふ利害

すべて一利一害は世の免かれ難き所なれば、住職の資格を中學卒業以上と定むるときは、必ず之に伴ふべき多少の困難あるべし、其第一は住職の數を減じて無住職の寺院を多からしむるに至るの難事なり、今日の僧侶寺院中

には獨力にて其徒弟に中學教育を履修せしむる資産あるもの、實に晨星を數ふるが如し、之に加ふるに宗教家は世間の中學を卒業したる上に、更に其宗門の學を履修せざるを得ず、而して其所謂宗學は普通の研究だけにて、も三年以上を費さざるを得ざれば、中學五年宗學三年都合八年間の修學を卒へて、始めて普通の一ヶ寺の住職となる割合なり、故に其法は無住職の寺院を多くするに至るべしと難ざるものあらん、然るに余は是れ却て宗教の爲め國家の爲め便益ならんと信ず、現今我邦の寺院は多きに過ぎ、從て維持法の困難を感ずるものなれば、目下の急

務は寺院の數を五分の一乃至十分の一に減ずるにあり、然るに故なくして減ぜんとするも、誰れも之に應ずるものなかるべし、若し幸に住職の欠乏より無住若くは兼住の寺院多きに至らば、自然の勢小地貧寺は消滅して、寺院の數を減ずるに至り、從て寺院の維持法も困難を感ぜざるに至るべし、之に加ふるに今日の弊たる宗學の研究に數年の日子を徒費する風も、今後は自然の勢改良を得て、從來の三年の課程を一年にて修了し得るに至るべし、此研究法の改良は識者の夙に望む所なるも、今日まで未だ其必要を感ぜざりし爲に、姑息の研究法を用ふるなり、然

るに若し住職は必ず中學卒業以上と規定せらるゝに至らば、之と同時に宗教研究も簡便の方法を取り、一年以内にて普通の住職たる智識を得るに至るべし、故に此改良案は實に一舉兩得の策なり、更に約言すれば今後一寺の住職たるものは、世間學として中學五年を履修し、宗學として更に一年を増修し都合六年を要するなり、而して政府の規定は中學五年に止まり、宗學は固より各宗本山にて規定すべきものとす、

十七 教科大學の設置

帝國大學中に教科大學を置くことは先に長谷川泰氏の論あり、後に片山國嘉氏の議あり、是れ余の共に賛成する所にして、唯余が兩氏に異なるは、宗教改革の一案として此議を提出するにあり、即ち宗教家の智識を進むる爲に普通の寺院は中學卒業者を以て之に住せしめ、本山本寺の住職は大學卒業以上と定むるに於ては、大學中に宗教學を專攻する教科大學を設くる必要を感じざるなり、蓋し西洋諸國に於て神學部を設け、之を各大學の首座に置く

の意は、苟も一國に宗教ある以上は、一方に於ては宗教の學理を研究する必要あり、他方に於ては高德の僧侶を養成する必要あるに由ることは問はずして明かなり、我邦に於ても各種の宗教宗派ありて、而も腐敗を極め改革を要する時なれば、大學中に其専門部を開き、智徳兼全の宗教家を養成するは實に國家の急務なり、大學中に法科大學を置くは何ぞや、法律の學理に達したる法律家を養成するの意に外ならず、大學中に醫科大學を置くは何ぞや、精練熟達の醫者を養成するの意に外ならず、若し更に其意を推すときは、ムグリ代言や籤醫者の多きは國家の不

利國民の不幸なれば、之を改良して國利民福を進長するの主旨に出でたるに相違なかるべし、果して然らば墮落僧侶の多きは、矢張り國家の治安を害するものなれば、同一の旨趣を以て大學中に宗教學の一科を置き、以て完全なる宗教家を養成するは當然の事なり、然るに今日まで其設なきは種々の事情あるべきも、其一は宗教を無用視し、或は度外視する風習の上流社會及學者社會に行はれし結果なるべし、然れども今日にありては國家其物の上に着眼し、虚心平氣に考察するを要し、最早此の如き偏見を固執する時ならんや、

十八 宗教學研究の利益

大學中に教科大學を置く一事に就きては、他に益する所甚だ多し、日本には東西兩洋の宗教並び行はれ、之を比較研究するに自然の便利ある其一なり、我邦には西洋にて學び難くして、而も世界の宗教中最も哲學の思想に富める佛教を研究するに最も便利なる其二なり、今や世界の宗教漸く動き、將來の宗教は何れに定まるか明かならざるに當り、我邦にては世界の學問と世界の宗教とを對照して、將來の宗教を定むるに種々の便利を有する其三なり、

り故に大學中に教科大學を置くは獨り國家の爲に宗教家を改良するに必要なるのみならず、他の方面に於ても必要あるを知るべし、又研究の材料に於ては之を一分科大學として研究するも猶ほ餘りあり、佛教だけにても一専門科を組織するに足る、又世界の文明上之を觀るに、器械工藝の如き物質上の文明は西洋の特産物にして、宗教は東洋の特産物なり、其東洋中最も宗教の研究に適したる地は我日本なり、されば縱令西洋の大學中に教科大學なきも、我日本の大學中には特に教科大學を置きて當然なるべきに、西洋の大學中に其設ありて我邦に之なきは、

明治の七不思議の一に算ふべき奇怪なる一現象なり、故に余は帝國大學中に速に教科大學を別置せられんことを望む、若し事情の許さざるに於ては、文科大學中に教學科の一専門を置くも一策なれども、成るべく別置あらんことを熱望するなり、

十九 宗教家全牀の規定

斯くして普通の寺院に住職たるものは中學卒業以上とし、本山本寺に住職するものは大學卒業以上とするも、佛

教各宗の管長だけにてても四五十人もあれば、余は更に左の規定を設くるの必要ありとす。

全國の寺院に上中下の三等を分ち、下級の寺院は中學卒業の者をして之に住せしめ、上級の寺院即ち總本山大本山は大學卒業の者をして之に住せしめ、中等の寺院は官私立學校中政府より特に高等教育を授くるものを認定し、其校卒業の者をして之に住せしむべし、而して此外に履修を要する宗學は、政府の關する所にあらざれば、全く各宗本山に一任すべし。

此規定は今即時に實行すること難きも、五年前後の猶豫を與へ、漸々此に至らしむれば、宗教改革の如きは自然に遂行せらるゝに至るべし、斯く論じ來れば、宗教の監督は、内務省中に置くよりは、寧ろ文部省に移すの必要あるを覺ゆ、依て宗教改革案の結果として、政府の組織に論及するの止むを得ざるに至る。

二十 教部兼文部省の設置

先年我政府は教部省を廢して、宗教上の政務はすべて内務省中の一局にて取扱はるゝこととなり、今猶ほ之を繼

續せらるゝも、前述の如き宗教改革案を實行するときには、多少宗教上の事務に繁忙を來すのみならず、文部省と直接の關係を主する次第なれば、西洋の二三の國の如く、教部省兼文部省として二省を合併するか、若くは我邦の農商務省の如く、教文部省として一省の下に、教部文部の兩務を取扱ふか、何れにせよ、宗教の取扱は内務省の配下を脱して、文部省に合接するを適當とす、然るに我邦に於て、宗教局を文部省の方に置かずして、内務省の方に置きたるは、宗教と教育と混同するの弊を恐れたるに由るならんも、今日に至ては最早斯る恐を抱くに及ばず、縱令又文

部と教部とを合しても、必ず兩者の混同するの理あるべからず、之を例するに農務と商務とが合したりとて、農家と商家とが混同するの理なきが如し、すべて政府の取扱は其關係の最も近き方に合する方便利なれば、宗教は諸省中文部省に最も關係多かるべし、殊に政府が宗教改革の方針を取る以上は、宗教の改革は宗教家を改良するにあり、宗教家を改良するは其智識を進むるにあり、智識を進むるは實に文部省の任ずる所なれば、宗教局を文部省に移すは當然の事なり、然るに今日の如く、宗教家の教育は各宗本山に一任し、其學校は内務省の監督の下に立ち

て、文部省の規定を受けざるは、宗教をして舊來の腐敗を守らしむるに適するも、之を改良するには最も不利なり。故に余は宗教事務は文部省に合せんことを望む、若し教部兼文部省とすること能はざるときは文部省中に教務局若しくは宗務局を置くも可なり、斯くして宗教事務を文部省にて取扱ふに至らば、住職の資格を規定し、官公私立學校を認定する等に於て大なる便宜を得、從て宗教改良の實を擧ぐるに大なる便益あるべし。

廿一 人民教導の本務

宗教を改良するには住職の資格を規定する外に、宗教家をして教導の本務を盡さしむる必要あり、或は一宗の布教傳道に關しては、其宗の本山に任ずる所にして、政府の與かり知る所にあらずと云ふものあらん、然れども政府が宗教を監督して寺院と人家とを別ち、僧侶と俗人とを分つ以上は、其相異なる點を守らしむるは、固より政府の關する所なるべし、凡そ寺院と人家との別は梵鐘や佛像の有無の點にあらず、寺院は人民を教導教誨する場所な

る廉を以て普通の民家と異りたる取扱あるなり、又僧侶も教導教誨を本務とするを以て普通の俗人と異りたる待遇あるなり、然るに若し寺院にて教誨を行はず、僧侶にして教導を爲さざるときは、普通の民家俗人と何れの點に於て別つべきや、若し此の如き寺院あらば政府は速に之を廢絶し、此の如き僧侶あらば速かに之を除名するを當然なりとす、今全國の寺院を觀るに、單に葬祭の儀式を行ふに止まり、一年中更に人民の教導教誨をなさざる者多きが如し、而して之に任ずる僧侶は寺院にて所有せる多少の財産と葬祭の收入とによりて糊口し、何等の勞働

も爲さず學問も勉めず、毎日閑散無事に苦む風あり、古語に小人閑居して不善を爲すと云ふが如く、其閑散無事が却て僧家の品行を亂る原因となり、漸く腐敗し漸く墮落して、復た如何ともすべからざるに至るもの尠しとせず、故に余は政府が寺院及僧侶を認定する以上は、之をして教導教誨の實を擧げしむること必要なりと信ず、若し其實なきときは、寺院の待遇、僧侶の資格を取消して然るべし、之を學校に例するに、一たび政府の許可を得て設立するも、毎日閉鎖して教育を爲さざるときは、政府にて其認可を取消す規則あるにあらずや、故に寺院をして教導の

實を擧ぐる様に規定するは、又宗教改革案の一策なり、

廿二 寺院教會の規定

此改革案を規定するには、此に各寺院各教會は毎週一回必ず教會を開きて教導の實を擧げしむる様、政府より命令せざるべからず、斯くすれば宗教家の方に取りては、多少平素の修學讀書の必要を感ずるに至り、世間一般に取りては、國家社會に對する心得、一家一身に對する心得等を知り、從て家庭及社會教育の實を擧ぐるに至るべし、凡

そ宗教は何宗を問はず、一半は宗教の本領たる別世界に到るの道を説き、一半は世間普通の道德を説くものなり、之を佛教にては世間出世間の二門となす、故に寺院にて教會を開く毎に、二時間の教誨ならば一時間は必ず世間門の道德を説き、人の身を修め家を齊へ世に處し國に盡くす心得を示す筈なれば、學校教育の力の及ばざる家庭及社會教育は寺院に於て授くることを得るなり、其他衛生軍事公德等の心得も皆同時に公衆に知らしむることを得べし、此くの如くにして始めて寺院及教會が教導の實を擧ぐるなり、若し寺院は葬儀を執行するのみの道具

ならば、日本に十萬以上の堂宇と僧侶とを存するは不經濟の極、贅澤の至りと謂はざるべからず、若し之をして教導の實を擧げしめて、始めて無用の贅物にあらざるを知る、然れども不學無智の僧侶の教誨は却て害あるも益なければ、第一に宗教家其人を改良して中學卒業以上と爲し、之に教導の實を行はしめざるべからず、然るときは其教誨の益あるは論を待たざるなり。

廿三 教會の必要

次に一般の人民に就きて教會の必要なる所以を述べんに、人間は階級の上下、職業の種類を問はず、六日間勞働すれば一日間は休止せざるべからず、是に於て一週一回の休日あるなり、此休日には身軀を休むると同時に、精神を養はざるべからず、然るに民間の風たる休日には同志の者相集りて酒食遊興に其日を消費するを常とす、是れ一は身軀の健康を害し、一は風俗の壞亂を招き、衛生上經濟上教育上共に害ありて益なし、若し之に反し休日には寺院教會に集りて、心身二者を休養するに至らば、衛生經濟教育の上に益する所多きは勿論、人心の改良も公德の養

成も同時に實行を見るに至るべし、余思へらく我邦に於て社會の徳義の日に衰へ月に微なるは、寺院教會が教導の名ありて實なきの結果なりと、今より之に改良を加へざれば、幾年の後に至るも公德は勿論、私徳と雖も決して振起する筈なし、故に余は政府にて學校を監督するが如く教會を監督し、寺院にして教會を開き、教導を爲さざる場合には、速に之に閉鎖を命ぜられんことを望む。

廿四 改宗轉派の必要

今一つ宗教改革の一案として提出せんと欲するは、改宗轉派を自由ならしむる道を開くことなり、今日宗弊の洗除し難きは、改宗轉派の自由ならざるに起因す、古代よく宗教改良の行はれたるは、之を自由ならしめたるに由る、今之を歴史に徴するに、奈良朝の時代には奈良の佛教獨り勢力を擅にし、全國の寺院皆其末寺配下なりしが、平安朝に及び天台宗眞言宗新たに起りたれば、奈良派の末寺と漸く此二宗に歸化し、其後全國大底皆天台眞言の末寺となるに至れり、斯くして源平時代に移り、淨土念佛門起り、其後又禪宗行はれ、從來の天台眞言が再び禪淨二門に轉

派するに至れり、蓋し當時にありては改宗轉派の自由なりし爲に自然に宗弊の改良行はれたるに相違なし、然るに今日にありては徳川以來の舊慣に従ひ、改宗轉派を自由ならざらしむる爲に、宗弊は漸く積て山をなすも、之を洗除するの見込なきなり、例へば本山が如何に不徳なるも、腐敗せるも、又如何に末寺に對して壓制を用ひ惡徳を施するも、改宗轉派の自由ならざる限りは、毫も末寺を失ふの憂なし、故に本山の腐敗は益々劇甚を加ふるのみ、若し之に反し改宗轉派自由なるを得ば、末寺の信用を維持するは本山の徳望より外なきを感じ、各本山の間に徳望の

競争行はれ自然に宗弊改良の實行を見るに至るべし、之を要するに改宗轉派自由なる制度の下には宗弊少なく、不自由の制度の下には宗弊多きこと事實上明かなれば、宗教改革の一案として政府にて轉宗自由の制度を設けられんことを望む、

廿五 轉宗自由の制度

轉宗自由の制度を設くるは獨り宗弊改良案として必要なるのみならず、信仰自由の實行上必要なるべし、例へば

此に甲宗の一寺院あらんに、之に住する住職も徒弟も、又之に屬する檀家も信徒も、甲宗に信仰を置かずして乙宗に歸依するも、轉宗の自由を得ざる爲に己れの信仰を擯げて甲宗を奉ぜざるべからず、若し之に反して轉宗自由なるときは、僧俗共に一教會を擧げて乙宗に歸依する場合には、甲宗を去りて乙宗に入り、以て信仰の自由を全からしむべし、今日既に人民一個人の信仰は自由を得たるも、其自由が未だ寺院教會の上に及さざるを以て、余は寺院教會まで信仰の自由を得せしむる必要ありと信ずるなり、若し政府にて轉宗自由の制度を立つるときは、非常

の混雜紛議を各宗各派の間に引起す恐ありと難ずるものあらんも、余は固より或る制限の下に自由を許し、猥りに自由ならしむるの意にあらず、之を要するに余は政府が宗教を監督する以上は、或る制限或る事情の下には自由を改宗轉派し得る一條の通路を開かれんことを望む。

廿六 新宗教開立の自由

改宗轉派の自由に伴ふて宗弊改良に必要なるは新宗派開立の自由を得せしむる一事なり、廣く古今東西の事實

に考ふるに、社會に一大變動のありたる場合には、必ず宗教上に一大革命を起し、新宗教若くは新宗派の勃興せるを見る、是れ舊宗教の時勢に適せざる所あれば、之に順應せんとする必要より起るものなり、今我邦は明治の維新の如き建國三千年間の歴史上未曾有の大革新ありしにも拘らず、爾來三十餘年を経て未だ何等の新宗派の起るを見ざるは、新宗派開立の自由を得ざるに由る、例へば北島道龍の如き、水谷仁海の如き、大道長安の如き、其人物の可否は姑く措き、舊佛教の時勢に適せざるを見て、新佛教の呱呱を揚げたるものに相違なし、然るに新宗教開立の

自由を得ざる爲に、此諸氏は遂に其志を果たす能はず、既に前車の覆轍あれば、後に此跡を追て立たんとするものも、成功の望なきを見て逡巡として敢て進まざる有様なり、是れ宗弊の改良に不利なるのみならず、宗教の發達に大なる障礙をなす者なれば、余は亦政府が宗教を監督する以上は、或る事情、或る制限の下に新宗教開立の自由を得る道を開かれんことを望む、

廿七 歸 結

余は今日の急務は宗教改革より甚しきはなきを知り、其改革は政府の力を假らざれば行はれ難きを見て改革の方案として五條を設けて廣く世間に訴ふることとなせり、而して其實行の如何は政府の意見にあることなれば、余輩は奈何ともすること能はざる所なり、唯余は政府に立てる賢明なる諸士が國家の休戚上宗教改良の必要を察了し速かに之を斷行する方法を立案せられんことを望む、余の愚見の如きは其參考の萬一に供せらるゝを得ば望外の大幸なり、

終りに際し余の宗教改革案に就き久しく赤心の中に秘

藏せる所を開陳すれば、今日の宗教家が其の宗旨に於ける信仰は別問題とし、其社會國家に對して不學無徳、以て自ら足れりとし、世間の道德に關し宗教家は責任何れにあるを知らず、從て自ら反省する所なき有様なれば、誠に恐れ多きことなれども、畏き邊より宗教家に對する聖諭を下し給ふことあらば、忽ち數百年の頑眠を破り、迷夢を開き、宗教界に青天白日を見るに至るは必然なりと信ず、古語に普天の下王土にあらざる莫く、率土の濱王臣にあらざる莫しと云へるが如く、宗教家も日本の國に籍を有する以上は王臣なり、臣民なり、既に臣民たる以上は上皇

室に對し奉り忠誠を盡くすは言ふまでもなく、國家の爲に身を獻ずるの精神を以て風俗の矯正、社會の改良は宗教家自ら任ずる所ならざるべからず、然るに今日宗教家の不徳此の如く、宗教の腐敗彼の如し、焉ぞよく君徳に答へ國恩に報ずることを得んや、是れ固より草莽の微臣のよく窺ひ知る所にあらざるも、至仁至聖にてまします今上天皇陛下に於かせられて、深く宸襟を惱ませ給ふことならんと遙かに恐察し奉る所なり、若し其大御心の一滴が雲間より漏れて、斯る頑迷なる宗教家の頭上に注ぎ來らば、滿目蕭然たる宗教の門庭も、忽ち陽春の色を呈し、

槁木枯草も蘇生の氣を回らすは疑なし、是より後は宗教家も大に反省する所ありて正心誠意、風俗の矯正、社會の改良に盡瘁し、以つて日夜君徳皇恩の萬一に報答し奉らんことを心願するに至るべし、而して宗弊の改良の如きは、期せずして其實行を見るは亦必然の勢なり、故に余は宗教改革案の第一は、天邊最も高き處より鳳鳴鶴聲の下にあるを知るも、微賤の余輩にして斯る天邊の事を談ずるは、誠に畏れ多き次第なれば、謹み慎みて唯天日の餘光を仰ぎ、天恩の至らざる所なきを喜び、併せて彼の宗教家の知らず識らず帝の則に順ふの日あらんことを待つ

のみ

七十二

宗教改革案終

明治三十五年五月三十日印刷
明治三十五年六月十八日發行

定價金貳拾錢

著作者 井上圓了

發行兼
版權所有者 高頭忠造

印刷者 石川金太郎

發行所 哲學院

印刷所 英舍



東京市本郷區西紺屋町二十六七番地

株式會社

英舍

哲學書院發賣書目

文學博士井上圓了先生著

妖怪學講義 全六冊
定價金參圓參拾五錢 郵稅四拾八錢

妖怪百談 全一冊
定價金貳拾五錢 郵稅四錢

續妖怪百談 全一冊
定價金貳拾五錢 郵稅四錢

妖怪玄談 全一冊
定價金貳拾五錢 郵稅貳錢

靈魂不滅論 全一冊
定價金參拾錢 郵稅四錢

文學博士井上圓了先生著

外道哲學 全一冊
定價金壹圓貳拾五錢 郵稅拾四錢

哲學うらなひ 全一冊
定價金貳拾錢 郵稅四錢

哲學道中記 全一冊
定價金貳拾錢 郵稅貳錢

哲學一朝話 全一冊
定價金七錢 郵稅貳錢

哲學一夕話 全一冊
定價金拾六錢 郵稅貳錢

文學博士井上圓了先生著
●圓了隨筆 全一冊
定價 金拾六錢 郵稅 貳錢

全先生著
●圓了茶話 全一冊
定價 金拾六錢 郵稅 貳錢

全先生著
●漢字不可廢論 全一冊
定價 金拾貳錢 郵稅 貳錢

全先生著
●歐米政教日記 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 四錢

全先生著
●忠孝活論 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

全先生著
●記臆術講義 全一冊
定價 金拾貳錢 郵稅 貳錢

文學博士井上圓了先生著
●妖怪研究の結果 全一冊
定價 金四錢 郵稅 貳錢

全先生著
●戰爭哲學一斑 全一冊
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

全先生著
●星界想遊記 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 貳錢

全先生著
●哲學早わかり 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

全先生著
●失念術講義 全一冊
定價 金拾貳錢 郵稅 貳錢

全先生著
●教育宗教關係論 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

文學博士井上圓了先生著
●佛敎序論 全一冊
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

全先生著
●佛敎破邪活論 全一冊
定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢

全先生著
●佛敎顯正活論 全一冊
定價 金五拾錢 郵稅 六錢

全先生著
●日宗哲學序論 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 四錢

全先生著
●真宗二宗哲學大意 全一冊
定價 金四拾錢 郵稅 六錢

全先生著
●破唯物論 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 六錢

文學博士井上圓了先生著
●心理摘要 全一冊
定價 金四拾錢 郵稅 四錢

全先生著
●倫理摘要 全一冊
定價 金四拾錢 郵稅 四錢

全先生著
●日本倫理學案 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 四錢

清野勉先生著
●韓圖純理批判解説 上卷
定價 金壹圓貳拾五錢 郵稅 八錢

西脇玉峯先生著
●孟亞聖 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 六錢

小柳可氣太先生著
●宋學概論 全一冊
定價 金參拾錢 郵稅 四錢

文學博士西村茂樹先生著
●心學講義 全三冊
定價 金壹圓六拾錢 郵稅貳拾四錢

●德先生著
●德學講義 第一卷
定價 金拾七錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第二卷
定價 金拾七錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第三卷
定價 金拾八錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第四卷
定價 金貳拾五錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第五卷
定價 金參拾錢 郵稅貳錢

文學博士西村茂樹先生著
●德學講義 第六卷
定價 金參拾錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第七卷
定價 金五拾錢 郵稅四錢

●德先生著
●德學講義 第九卷
定價 金五拾錢 郵稅四錢

文學士辰巳小二郎先生著
●哲學茶話 全一冊
定價 金六錢 郵稅貳錢

花岡金藏先生著
●死論 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅貳錢

惠美忍成先生著
●佛陀論 全一冊
定價 金五拾五錢 郵稅八錢

文學博士村上專精先生著
●大日本佛教史 全一冊
定價 金壹圓七拾錢 郵稅拾八錢

●百二十題決擇記 全二冊
定價 金八拾錢 郵稅拾貳錢

●日本佛教一貫論 全二冊
定價 金參拾錢 郵稅四錢

●起信論達意 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅四錢

●俱舍論達意 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅四錢

●真宗要領 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅四錢

文學博士村上專精先生著
●安心立命談 全一冊
定價 金拾錢 郵稅貳錢

●佛教忠孝編 全一冊
定價 金參拾五錢 郵稅六錢

●因果理法論 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅四錢

●因明學全書 全一冊
定價 金六拾錢 郵稅六錢

●佛敎統一大綱論 全一冊
定價 金壹圓七拾錢 郵稅拾六錢

●日本佛教史綱 全二冊
定價 金壹圓貳拾五錢 郵稅拾四錢

文學博士建部遜吾先生著

●陸象山 全一冊 定價 金五拾五錢 郵稅 八錢

內藤耻叟先生著

●破邪論集 初篇 定價 金貳拾錢 郵稅 貳錢

織田得能先生著

●天台四教儀和解 全一冊 定價 金參拾五錢 郵稅 四錢

全先生著

●原人論和解 全一冊 定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

全先生著

●暹羅佛教事情 全一冊 定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

釋雲照律師著

●佛教大意 全一冊 定價 金參拾錢 郵稅 四錢

文學士澤柳政太郎先生著

●十善大意 全一冊 定價 金參拾錢 郵稅 四錢

全先生著

●佛遺教經 全一冊 定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

前田慧雲先生著

●眞宗問答 全一冊 定價 金拾貳錢 郵稅 貳錢

全先生著

●大無量壽經大意 全一冊 定價 金貳拾六錢 郵稅 四錢

齋藤唯信先生著

●阿彌陀佛總論草案 全一冊 定價 金參拾五錢 郵稅 六錢

全先生著

●唯心一貫論 全一冊 定價 金拾八錢 郵稅 貳錢

島地、織田二先生合著

●三國佛教略史 和三冊 定價 金六拾五錢 郵稅 八錢

春日祐先生著

●佛教因果律 和一冊 定價 金五拾錢 郵稅 四錢

駿尾日守先生著

●心理不滅論 全一冊 定價 金七拾五錢 郵稅 四錢

岡本監輔先生著

●耶穌新論 全一冊 定價 金拾錢 郵稅 貳錢

關 卓作先生著

●井上博士と基督教 全一冊 定價 金貳拾八錢 郵稅 六錢

同先生著

●同收結編 全一冊 定價 金參拾五錢 郵稅 六錢

六

藤島了穆先生著

●耶穌教末路 全一冊 定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

文學士棚橋一郎先生著

●佛教の前途 全一冊 定價 金貳拾錢 郵稅 貳錢

稻葉昌九先生著

●未來世界論 全一冊 定價 金五拾錢 郵稅 六錢

磯部武者五郎先生著

●政教時論 全一冊 定價 金拾錢 郵稅 貳錢

能海 寬先生著

●世界に於ける佛教徒 全一冊 定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

山縣良温先生著

●俱舍論翼 全一冊 定價 金九拾錢 郵稅 六錢

七

太田教尊先生著
●**敕語と佛教** 全一冊
定價 金四拾五錢 郵稅 六錢

阿岐三慧先生著
●**蓮如上人開導錄** 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

瀧川浩先生著
●**眞宗一夕話** 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

神崎一作先生著
●**破邪叢書** 全二冊
定價 金九拾錢 郵稅 拾貳錢

教導會編
●**眞宗教導會法話說教集** 全一冊
定價 金拾八錢 郵稅 四錢

八卷泰嶽先生著
●**純正宗教論** 全一冊
定價 金五拾錢 郵稅 六錢

文學士藤井宣正先生著
●**佛教小史** 全三冊
定價 金壹圓貳拾五錢 郵稅 拾八錢

泉靜眞先生著
●**佛教各宗大旨** 全一冊
定價 金七錢 郵稅 貳錢

金森通倫先生著
●**日本現今之基督教** 全一冊
定價 金拾錢 郵稅 四錢

小栗香頂先生著
●**朝家の御爲** 第一集
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

全先生著
●**同** 第三集
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

全先生著
●**同** 第四集
定價 金拾貳錢 郵稅 貳錢

釋雲照律師著
●**緇門正儀** 和一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

森大狂居士著
●**禪林叢書** 和二冊
定價 金七拾錢 郵稅 拾貳錢

明惠上人著
●**三時禮釋** 全一冊
定價 金八錢 郵稅 貳錢

若原敬經先生著
●**佛教いろは字典** 和四冊
定價 金貳圓五拾錢 郵稅 貳拾四錢

月笠師著
●**源頭論** 全一冊
定價 金拾六錢 郵稅 四錢

蘭田宗惠先生著
●**佛教要論** 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

鬼頭廓龍先生著
●**般若心經略解** 全一冊
定價 金五錢 郵稅 貳錢

山田孝道先生著
●**坐禪用心記** 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

福田慈海先生著
●**三世の友** 全一冊
定價 金貳錢 郵稅 貳錢

克道春子代先生著
●**四恩の歌** 全一冊
定價 金貳錢五厘 郵稅 貳錢

日下義諦先生著
●**王法爲本論** 全一冊
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

十善會
●**三聚戒本** 全一冊
定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢

文學博士井上哲次郎先生著

●釋迦種族論 全三冊
定價 金四拾錢 郵稅 四錢

文學士中村德五郎先生著

●戰國時代本願寺 全一冊
定價 金參拾五錢 郵稅 四錢

平松理英先生著

●三河廻瀾始末 全三冊
定價 金五拾錢 郵稅 四錢

本多良嗣先生著

●嚴如上人御詳傳 全一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 四錢

岡田輝賢先生著

●聖德太子傳曆詳解 全三冊
定價 金參拾錢 郵稅 四錢

龜永滿之先生著

●宗教哲學骸骨 全一冊
定價 金拾五錢 郵稅 貳錢

平松、中山兩師著

●無盡藏 第一卷
定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢

平松、中山兩師著

●同 第二卷
定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢

織田得能先生著

●和漢高僧傳 和二三冊
定價 金六拾錢 郵稅 八錢

全先生著

●和漢高僧傳便蒙 全一冊
定價 金拾錢 郵稅 貳錢

尾島爾爾先生著

●方鑑大成 和二三冊
定價 金八拾五錢 郵稅 八錢

全先生著

●方鑑必携 和一冊
定價 金貳拾錢 郵稅 貳錢

82
474

